※令和7年7月末時点

令和7年度

クリーンセンターふたばに係る モニタリング結果(福島県)

※令和7年7月末時点

令和7年度クリーンセンターふたばに係るモニタリング結果一覧

調査項目	調査地点数	結果
空間線量率	6	これまでの結果と同程度
大気浮遊じん中の放射能濃度	3	いずれも検出下限値未満
浸出水原水中の放射能濃度	1	いずれも検出下限値未満
浸出水原水中の有害物質等	1	これまでの結果と同程度
処理水中の放射能濃度	1	いずれも検出下限値未満
処理水中の有害物質等	1	基準超過なし
防災調節池放出水中の放射能濃度	1	いずれも検出下限値未満
地下水中の放射能濃度	1	いずれも検出下限値未満
		カドミウムが環境基準を超過。環境省による原
地下水中の有害物質等	1	因調査の結果、自然由来と推定されたため、他
地下が中の有音物質寺	1	の調査項目と併せて、引き続きモニタリング結
		果を注視する。
河川水中の放射能濃度	1	いずれも検出下限値未満
河川水中のふっ素及びほう素濃度	1	基準超過なし

クリーンセンターふたばモニタリング結果

1 空間線量率 (単位: μ Sv/h)

測定地点	第1回調査(第1回調査(R7.5.20実施)		第2回調査(R7.7.16実施)		第3回調査		第4回調査	
例足地点	測定時刻	調査結果	測定時刻	調査結果	測定時刻	調査結果	測定時刻	調査結果	
①	10:45	0.39	10:46	0.40	(調査未了)		(調査未了)		
2	10:32	1.87	10:13	1.87					
3	10:25	1.14	10:08	1.16					
4	10:37	3.18	10:54	3.10					
\$	9:46	1.39	10:05	1.29					
6	10:40	3.30	10:59	3.30					

2 大気浮遊じん中の放射能濃度

(単位:mBq/m³)

400 US- 104 JE		第1回調査(R7.5.20実施)		第2回調査(R7.7.16実施)		第3回調査		第4回調査	
採取地点	核種	分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値	測定時刻	調査結果
0	Cs-134	不検出	5	不検出	5	(調査未了)		(調査未了)	
<u> </u>	Cs-137	不検出	5	不検出	5				
2	Cs=134	不検出	5	不検出	5				
	Cs-137	不検出	5	不検出	5				
3	Cs=134	34 不検出 5		不検出	5				
	Cs-137	不検出	5	不検出	5				

3 浸出水原水、処理水、防災調節池放出水及び地下水中の放射能濃度

(単位:Bq/L)

採取地点	核種	第1回調査(R7.5.20実施)		第2回調査(R7.7.16実施)		第3回調查		第4回調査		
1木4以1巴尔	松性	分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値	
浸出水原水	Cs-134	不検出	1	不検出	1			(調査未了)		
交四水水水	Cs-137	不検出	1	不検出	1					
処理水	Cs-134	不検出	1	不検出	1	(調査未了) (調				
是经水	Cs-137	不検出	1	不検出	1					
防災調節池放出水	Cs-134	不検出	1	不検出	1					
例 列 阿爾巴拉巴及[[[八]	Cs=137	不検出	1	不検出	1					
地下水	Cs-134	不検出	1	不検出	1					
地下水	Cs-137	不検出	1	不検出	1					

4 河川水中の放射能濃度

(単位:Bq/L)

	採取地点	核種	第1回調査(R7.5.20実施)		第2回調査(R7.7.16実施)		第3回調査		第4回調査	
採収延州		1久1里	分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値	分析結果	検出下限値
	北沢川	Cs-134	不検出	1	不検出	1	(調査未了)		(調査未了)	
	400011	Cs-137	不検出	1	不検出	1	(·W1)	(利用	

5 有害物質等

(1)浸出水原水・処理水

	1)浸出水原水・処理元		浸出力	k原水	処理	里水		
	調査項目	単位	第1回調査 (R7. 5. 20採取)	第2回調査	第1回調査 (R7. 5. 20採取)	第2回調査	基準*	測定方法
1	アルキル水銀化合物	(mg/L)	<0.0005		<0.0005		検出されないこと	環告第64号
2	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	(mg/L)	<0.0005		<0.0005		0.005 以下	環告第64号
3	カドミウム及びその化合物	(mg/L)	<0.003		<0.003		0.03 以下	環告第64号
4	鉛及びその化合物	(mg/L)	<0.05		<0.05		0.1 以下	環告第64号
5	有機燐化合物	(mg/L)	<0.1		<0.1		1 以下	環告第64号
6	六価クロム化合物	(mg/L)	<0.02		<0.02		0.2 以下	環告第64号
7	砒素及びその化合物	(mg/L)	<0.01		0.01		0.1 以下	環告第64号
8	シアン化合物	(mg/L)	<0.1		<0.1		0.5 以下	環告第64号
9	ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	<0.0005		<0.0005		0.003 以下	環告第64号
10	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.002		<0.002		0.1 以下	環告第64号
11	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005		<0.0005		0.1 以下	環告第64号
12	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002		<0.002		0.2 以下	環告第64号
13	四塩化炭素	(mg/L)	<0.002		<0.002		0.02 以下	環告第64号
14	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.004		<0.004		0.04 以下	環告第64号
15	1, 1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.02		<0.02		0.2 以下	環告第64号
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.04		<0.04		0.4 以下	環告第64号
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005		<0.0005		3 以下	環告第64号
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.006		<0.006		0.06 以下	環告第64号
19	1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.002		<0.002		0.02 以下	環告第64号
20	チウラム	(mg/L)	<0.006		<0.006		0.06 以下	環告第64号
21	シマジン	(mg/L)	<0.003		<0.003		0.03 以下	環告第64号
22	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.02		<0.02		0.2 以下	環告第64号
23	ベンゼン	(mg/L)	<0.01	(調査未了)	<0.01	(調査未了)	0.1 以下	環告第64号
24	セレン及びその化合物	(mg/L)	<0.01		<0.01		0.1 以下	環告第64号
25	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.05		<0.05		0.5 以下	環告第64号
26	ほう素及びその化合物	(mg/L)	2.7		<0.2		10 以下	環告第64号
27	ふっ素及びその化合物	(mg/L)	4. 5		1.8		8 以下	環告第64号
28	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/L)	2		2		100 以下	環告第64号
29	水素イオン濃度	_	8. 2		7. 7		5.8以上 8.6以下	環告第64号
30	生物化学的酸素要求量	(mg/L)	2. 2		<0.5		20 以下	環告第64号
31	化学的酸素要求量	(mg/L)	12		3. 2		20 以下	環告第64号
32	浮遊物質量	(mg/L)	49		<1		10 以下	環告第64号
33	/ルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	0.8		<0.5		1以下(鉱油類) 10以下(動植物油脂類)	環告第64号
34	フェノール類含有量	(mg/L)	<0.01		<0.01		1 以下	環告第64号
35	銅含有量	(mg/L)	0.01		<0.01		1 以下	環告第64号
36	亜鉛含有量	(mg/L)	0. 03		<0.01		2 以下	環告第64号
37	溶解性鉄含有量	(mg/L)	0.1		<0.1		10 以下	環告第64号
38	溶解性マンガン含有量	(mg/L)	<0.02		<0.02		10 以下	環告第64号
39	クロム含有量	(mg/L)	<0.05		<0.05		2 以下	環告第64号
40	大腸菌数	(CFU/mL)	1		0		800 以下	環告第64号
41	窒素含有量	(mg/L)	2. 9		2. 5		15 以下	環告第64号
42	燐含有量	(mg/L)	<0.1		<0.1		16 以下	環告第64号
43	ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	_		0		10 以下	日本産業規格K0312
44	ニッケル含有量	(mg/L)	<0.01		<0.01		2 以下	口本産業規格K0102-3 18
	塩化物イオン	(mg/L)	340		380		_	日本産業規格K0102-2 6
%	基準は、「放射性物質汚染対処特別措置	置法縮行排則」	で定める特定廃棄物	の埋立処分の基準	「一般廃棄物の最終な	加分場及7K産業廃棄	物の最終処分場に係る	技術上の基準を定め

[※] 基準は、「放射性物質汚染対処特別措置法施行規則」で定める特定廃棄物の埋立処分の基準、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省合」で定める技術上の基準、「福島県産業廃棄物処理指導要綱」で定める排水基準、「福島県生活環境の保全等に関する条例」で定める排水指定事業場排水基準のうちの最低値とした。

(2) 地下水

T アルキル大组	調査項目		W/II.	地门		Military L. Mr.		
2 終末根 (ag/L) 〈0.0005 3 か下ミウム (ag/L) 〈0.0005 4 約 〈ag/L) 〈0.005 5 不而クロム 〈ag/L) 〈0.01 6 配着 〈ag/L) 〈0.005 7 全シアン 〈ag/L) 〈0.005 8 ボリ塩化ビフェニル 〈ag/L) 〈0.0005 9 トリクロロエチレン 〈ag/L) 〈0.0005 10 テトククロエチレン 〈ag/L) 〈0.0005 11 ジクロロメタン 〈ag/L) 〈0.0005 12 関連な民業 〈ag/L) 〈0.0002 13 よーシクロエチレン 〈ag/L) 〈0.0002 14 よージクロロエチレン 〈ag/L) 〈0.0002 15 よージクロロエチレン 〈ag/L) 〈0.0002 16 よージクロロエチレン 〈ag/L) 〈0.0004 16 よージクロロエチレン 〈ag/L) 〈0.0006 17 よーシクロロブロベン 〈ag/L) 〈0.0006 18 よーシクロロブロベン 〈ag/L) 〈0.0006 19 チウラム 〈ag/L) 〈0.0006 21 チャンカルブ 〈ag/L) 〈0.0006 22 ナージラム 〈ag/L) 〈0.0006 23 ナージラム		調査項目	単位		第2回調査	基準**	測定方法	
3 カドミウム (xg/L) 0.005 (T) 歳 行 10号 4 拾 (xg/L) (0.005 0.01 以下	1	アルキル水銀	(mg/L)	<0.0005		検出されないこと	環告第10号	
4 20	2	総水銀	(mg/L)	<0.0005		0.0005 以下	環告第10号	
5 大価クロム	3	カドミウム	(mg/L)	0. 0057		0.003 以下	環告第10号	
6 世表	4	鉛	(mg/L)	<0.005		0.01 以下	環告第10号	
 7 金シアン (mc/L) 〈0.1 8 ボリ塩化ビフェニル 〈mc/L) 〈0.0005 9 トリクロロエチレン 〈mc/L) 〈0.0005 10 テトラクロロエチレン 〈mc/L) 〈0.0005 11 ジクロロメタン 〈mc/L) 〈0.0002 12 四塩化炭素 〈mc/L) 〈0.0002 13 1.2-ジクロロエチレン 〈mc/L) 〈0.0002 14 1.1-ジクロロエチレン 〈mc/L) 〈0.0002 15 1.2-ジクロロエチレン 〈mc/L) 〈0.0002 16 1.1-ドリクロロエチレン 〈mc/L) 〈0.0002 17 1.1.2-ドリクロロエチレン 〈mc/L) 〈0.0004 18 1.1-ドリクロロエチレン 〈mc/L) 〈0.0004 19 ブウラム 〈mc/L) 〈0.0006 10 以下 震音第10号 10 小の以下 震音第10号 11 以下 震音第10号 10 小の以下 震音第10号 11 以下 震音第10号 10 いの以下 震音第10号 11 以下 震音第10号 12 ボインカルブ 〈mc/L) 〈0.0002 13 ボインカルブ 〈mc/L) 〈0.001 14 トラスオーン 〈mc/L) 〈0.002 15 オオペンカルブ 〈mc/L) 〈0.002 16 (mc/L) 〈0.002 17 ボインカルブ 〈mc/L) 〈0.002 18 大きネーシ 〈mc/L) 〈0.002 19 ボイン 〈mc/L) 〈0.002 10 以下 震音第10号 10 以下 震音第10号 11 本音素製紙6002-2 12 は化物イオン 〈mc/L) 〈0.2 13 成音10号 14 本音素製紙6002-2 15 森音性音楽技術5002-2 15 森音・第10号 15 本の素 〈mc/L) 〈0.8 15 素 (mc/L) 〈0.8 15 素 (mc/L) 〈0.8 15 素 (mc/L) 〈0.8 16 素 (mc/L) 〈0.8 17 以下 震音第10号 18 本書・第10号 18 本書・第10号 19 素 (mc/L) 〈0.8 10 以下 震音第10号 10 以下 震	5	六価クロム	(mg/L)	<0.01		0.02 以下	環告第10号	
8	6	砒素	(mg/L)	<0.005		0.01 以下	環告第10号	
9 トリクロロエチレン (ag/L) (30,001 10 テトラクロロエチレン (ag/L) (30,0005 11 ジクロロメタン (ag/L) (30,002 12 四班化炭素 (ag/L) (30,0002 13 1,2-ジクロロエタン (ag/L) (30,0002 14 1,1-ジクロロエチレン (ag/L) (30,002 15 1,2-ジクロロエチレン (ag/L) (30,002 16 1,1,1-トリプロロエタン (ag/L) (30,0005 17 1,1,2-トリプロロエタン (ag/L) (30,0006 18 1,3-ジクロロプロペン (ag/L) (30,0006 19 テララム (ag/L) (30,0006 20 シマジン (ag/L) (30,0006 21 ナオペンカルブ (ag/L) (30,0002 22 インゼン (ag/L) (30,0002 23 セレン (ag/L) (30,0002 24 1,4-ジオキサン (ag/L) (30,0002 25 クロロエチレン (ag/L) (30,0002 26 電気伝等率 (as/L) (30,0002 27 塩化粉イオン (ag/L) (30,0002 28 脅脈性電素及び環球酸性電素 (as/L) (30,0002 29 かっ素 (as/L) (30,0002 20 かま (as/L) (30,0002 <	7	全シアン	(mg/L)	<0.1		検出されないこと	環告第10号	
10	8	ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	<0.0005		検出されないこと	環告第10号	
11 ジクロロメタン	9	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001		0.01 以下	環告第10号	
12 四塩化炭素	10	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005		0.01 以下	環告第10号	
13 1、2-ジクロロエタン (mg/L) 〈0、0004 (mg/L) 〈0、0004 以下 機告第10号 (mg/L) 〈0、002 (mg/L) 〈0、004 以下 機告第10号 (mg/L) 〈0、004 以下 機告第10号 (mg/L) 〈0、004 以下 機告第10号 (mg/L) 〈0、0005 (mg/L) 〈0、0005 (mg/L) 〈0、0006 以下 機告第10号 (mg/L) 〈0、0006 以下 機告第10号 (mg/L) 〈0、0002 以下 機告第10号 (mg/L) 〈0、0000 以下 機告第10号 (mg/L) 〈0、0003 以下 機告第10号 (mg/L) 〈0、000 以下 概告第10号 (mg/L) 从下 概告第10号 (mg/L) 〈0、000 以下 mg/L) 〈0、000 以	11	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002		0.02 以下	環告第10号	
14 1.1-ジクロロエチレン (mg/L) (0.002 (mg/L) (0.004 (mg/L) (0.004 (mg/L) (0.004 (mg/L) (0.0005 (mg/L) (0.0006 (mg/L)	12	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002		0.002 以下	環告第10号	
15 1,2-ジクロロエチレン	13	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004		0.004 以下	環告第10号	
1	14	1, 1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002		0.1 以下	環告第10号	
17	15	1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004		0.04 以下	環告第10号	
17 1, 1, 2~トリクロロエタン	16	1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	(細木 ナマ)	1 以下	環告第10号	
19 チウラム (mg/L) <0.0006	17	1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	(調宜不丁)	0.006 以下	環告第10号	
20 シマジン (mg/L) <0.0003	18	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002		0.002 以下	環告第10号	
21 チオペンカルブ (mg/L) 〈0.002 0.02 以下 環告第10号 22 ペンゼン (mg/L) 〈0.001 0.01 以下 環告第10号 23 セレン (mg/L) 〈0.002 0.01 以下 環告第10号 24 1, 4-ジオキサン (mg/L) 〈0.005 0.05 以下 環告第10号 25 クロロエチレン (mg/L) 〈0.0002 0.002 以下 環告第10号 26 電気伝導率 (mS/m) 93 - 日本産業規格K0102-1 27 塩化物イオン (mg/L) 6 - 日本産業規格K0102-2 28 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L) 〈0.2 10 以下 環告第10号 29 ふつ素 (mg/L) 0.80 0.8 以下 環告第10号 30 ほう素 (mg/L) 0.05 1 以下 環告第10号 31 水素イオン濃度 - 3.6 - 環告第64号	19	チウラム	(mg/L)	<0.0006		0.006 以下	環告第10号	
22 ペンゼン (mg/L) 〈0.001 0.01 以下 環告第10号 23 セレン (mg/L) 〈0.002 0.01 以下 環告第10号 24 1,4-ジオキサン (mg/L) 〈0.005 0.05 以下 環告第10号 25 クロロエチレン (mg/L) 〈0.002 0.002 以下 環告第10号 26 電気伝導率 (mS/m) 93 - 日本産業規格K0102-1 1 27 塩化物イオン (mg/L) 6 - 日本産業規格K0102-2 28 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L) 〈0.2 10 以下 環告第10号 29 ふっ素 (mg/L) 0.80 0.8 以下 環告第10号 30 ほう素 (mg/L) 0.05 1 以下 環告第10号 31 水素イオン濃度 - 環告第64号	20	シマジン	(mg/L)	<0.0003		0.003 以下	環告第10号	
23 セレン (mg/L) <0.002	21	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002		0.02 以下	環告第10号	
24 1, 4-ジオキサン (mg/L) 〈0.005 0.05 以下 環告第10号 25 クロロエチレン (mg/L) 〈0.0002 0.002 以下 環告第10号 26 電気伝導率 (mS/m) 93 — 日本産業規格K0102-1 I 27 塩化物イオン (mg/L) 6 — 日本産業規格K0102-2 28 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L) 〈0.2 10 以下 環告第10号 29 ふつ素 (mg/L) 0.80 0.8 以下 環告第10号 30 ほう素 (mg/L) 0.05 1 以下 環告第10号 31 水素イオン濃度 — 環告第64号	22	ベンゼン	(mg/L)	<0.001		0.01 以下	環告第10号	
25 クロロエチレン (mg/L) <0.0002	23	セレン	(mg/L)	<0.002		0.01 以下	環告第10号	
26 電気伝導率 (mS/m) 93 27 塩化物イオン (mg/L) 6 28 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L) <0.2	24	1, 4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005		0.05 以下	環告第10号	
27 塩化物イオン (mg/L) 6 一 日本産業規格K0102-2 28 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L) <0.2	25	クロロエチレン	(mg/L)	<0.0002		0.002 以下	環告第10号	
28 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L) <0.2	26	電気伝導率	(mS/m)	93		_	日本産業規格K0102-1 13	
29 ふっ素 (mg/L) 0.80 30 ほう素 (mg/L) 0.05 31 水素イオン濃度 - 3.6	27	塩化物イオン	(mg/L)	6		_	日本産業規格K0102-2 6	
30 ほう素 (mg/L) 0.05 1 以下 環告第10号 31 水素イオン濃度 - 3.6	28	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	<0.2		10 以下	環告第10号	
31 水素イオン濃度 - 3.6 - 環告第64号	29	ふっ素	(mg/L)	0. 80		0.8 以下	環告第10号	
	30	ほう素	(mg/L)	0. 05		1 以下	環告第10号	
32 浮遊物質量	31	水素イオン濃度	_	3.6		_	環告第64号	
	32	浮遊物質量	(mg/L)	4		_	環告第64号	

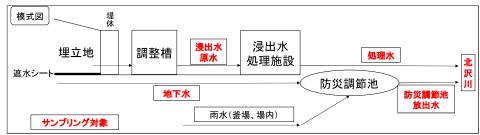
(3) 河川水

	(0) 1/1/1/1/							
	調査項目	単位	河川水(北沢川)				基準*	測定方法
		第1回調	第1回調査 (R7.5.20採取)	第2回調査 (R7.7.16採取)	第3回調査	第4回調查	本毕	例足力仏
1	ふっ素	(mg/L)	0.14	0.10	(調査未了)	(調査未了)	0.8 以下	環告第59号
2	ほう素	(mg/L)	<0.02	<0.02	(剛旦木 1)	(剛旦水 1)	1 以下	環告第59号

^{※ 「}水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年環境庁告示第59号)

クリーンセンターふたば





下流河川

